

令和10年住宅・土地統計調査の実施に 向けた主な検討課題等について

令和8年8月27日

総務省統計局 統計調査部 国勢統計課

令和5年住宅・土地統計調査の概要

調査の目的

○我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的として実施するもので、昭和23年以来5年ごとに行っており、令和5年調査はその16回目に当たる。

調査の概要

- 調査日：令和5年10月1日（日）午前零時現在
- 調査地域：令和2年国勢調査調査区の中から全国平均約5分の1の調査区を抽出し、これらの調査区において令和5年2月1日現在により設定した単位区のうち、約19.9万単位区について調査を実施する。
- 調査対象：令和5年10月1日現在、調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯（約340万住戸・世帯）
※標本設計の見直しにより前回の平成30年調査（約370万住戸・世帯）から1割程度、調査対象を削減
- 調査事項：[住宅等に関する事項]
居住室数及び広さ、所有関係、敷地面積、構造、建て方など
[世帯に関する事項]
世帯の構成（世帯人員数、性別、年齢等）、年間収入、通勤時間、入居時期、住環境に関する事項（安全性、快適性等）、現住居以外の住宅及び土地に関する事項など
- 調査の流れ：総務省→都道府県→市町村→統計調査員（指導員）→統計調査員（調査員）→調査対象住戸・世帯
※調査書類は同時配布方式により配布
※回答方法は①オンライン、②郵送、③調査員回収のいずれかの方法による（調査対象世帯が選択）

結果の利用

- 国及び地方公共団体が住生活基本法に基づき作成する住生活基本計画に係る住宅関連諸施策の策定及び成果指標
- 耐震や防災を中心とした都市計画の制定 ○経済財政白書等における分析・評価 ○国民経済計算の推計 など

令和5年調査の主な変更点 ① 標本設計の見直し

平成30年調査の答申における「今後の課題」

- ①本調査では、国勢調査の結果から得られた調査区数を母集団情報として第1次抽出単位となる調査区数を設定する標本設計を採用しているが、今後も人口の高齢化等に伴う単身世帯を中心とした世帯数の増加に連動し、報告者数の増加が想定される。このため、報告者及び実査事務の負担軽減を図る観点から、結果利用にも留意しつつ標本設計の見直しの余地について検討する必要がある。
- ②人口1万5000人未満の町村別の結果表章の要望等を踏まえ、例えば大都市部の標本数を削減し、人口1万5000人未満の町村に標本数を振り替える場合の結果精度や標本数の見直しによる実査事務の業務量等についても十分に検証・検討する必要がある。

従来の標本設計

<層化2段抽出法>

調査区抽出（第1次抽出）
市区町村別に人口規模に応じて設定した抽出率により、国勢調査調査区から標本調査区を抽出



調査区内住戸抽出（第2次抽出）
標本調査区から17住戸を無作為抽出

【問題点】

母集団となる国勢調査調査区数の増減に連動し、本調査の標本調査区数も増減。単身世帯の増加傾向に伴い、標本調査区数は年々増加

(単位：万)

調査年次	国勢調査調査区数	住宅・土地標本調査区数
平成25年	100.8	20.6
平成30年	103.7	21.8
令和5年	106.5	

市区町村の結果表章

【市区町村別結果の表章の有無】

市区	町村	
	人口1万5千以上	人口1万5千未満
○	○	×

※全国、都道府県別結果の代表性を確保する観点から、人口1万5千未満町村にも一定数の標本調査区を割り当てている。

令和5年調査の主な変更点 ① 標本設計の見直し

令和5年調査における対応

- ①報告者及び実査事務の負担軽減並びに世帯数に応じた事務の平準化を実現しつつ、前回調査程度の目標精度を確保する観点から標本設計を見直し、令和5年調査の標本調査区数は、19万9000（前回調査は21万8000）とする。
- ②人口1万5000人未満の町村について、一定の精度を確保した結果表章を行うためには、前回調査実績との比較で約3倍の標本調査区数が必要であること、同町村に対し結果表章の希望の有無を確認した結果、95%の町村において希望していないことを踏まえ、従前どおりの結果表章とする。

見直し後の標本調査区数の決定方法

- ①目標精度達成に必要な最少標本調査区数を算出
（市区町村の人口規模から、各市区町村の世帯数別に標本調査区数を抽出する方法に変更）
- ②地方事務負担の平準化のための再配分（線型変換法により世帯数比例的に市区町村に再配分）を実施

標本調査区数
19万9000（前回調査比 ▲ 8.8%）

令和10年調査の標本設計等について

令和5年調査の標本設計の見直しによる結果精度への影響及び令和10年調査の標本設計については、第2回研究会（12月中下旬開催予定）でご審議いただく予定

令和5年調査の主な変更点 ② 調査方法等の見直し

同居世帯の把握方法の変更（調査員による調査票の配布事務の見直し）

平成30年調査

- 同居世帯（全世帯の0.6%）への配布：
調査員が主世帯（全世帯の99.3%）に同居世帯の有無を確認し、同居世帯があった場合、同居世帯にも追加で調査票を配布



令和5年調査

- 調査員の事務負担軽減、報告者負担の軽減等に資するとともに、調査員と世帯の接触機会を削減することで新型コロナウイルスの感染防止に資するため、同居世帯には調査票を配布せず、主世帯にのみ配布（※）

※主世帯が同居世帯の有無・世帯数・世帯人員、同居世帯が使用する居住室数・畳数を回答

住宅・土地統計調査の定義

世帯：住居と生計を共にしている人々の集まり

＜1住宅に1世帯が居住している場合＞

主世帯：その世帯

＜1住宅に2世帯以上が居住している場合＞※シェアハウスに居住する世帯など

主世帯：そのうちの主な世帯（家の持ち主や借主の世帯など）

同居世帯：他の世帯

令和5年調査の統計委員会答申における今後の課題 ①

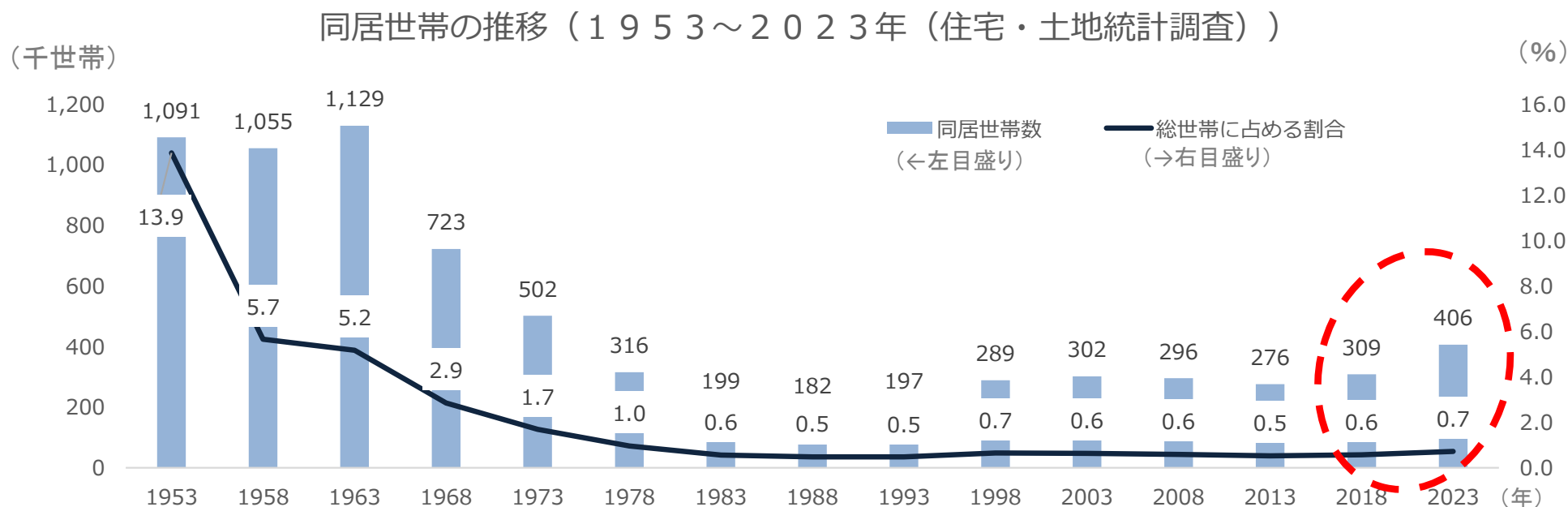
同居世帯の把握方法に係る検証

本申請により、同居世帯の把握方法が大きく変わることから、調査結果の集計後に、前回調査の結果と比較するなどにより、同居世帯の把握方法の適切性について検証すること。

令和5年調査結果

同居世帯数は406千世帯で、平成30年調査と比べ0.1%（約10万世帯）の増加

⇒国内に居住する外国人やシェアハウスが増加しているほか、主世帯から同居世帯の内容を報告するように変更したことで、調査員が世帯に会えずとも同居世帯を適切に把握できるようになったことが要因と考えられる。



令和5年調査の統計委員会答申における今後の課題 ①

令和5年調査実施状況

報告者及び調査員の負担軽減が図られた一方で、国・地方公共団体による審査において、主世帯に同居世帯を含めているケースや、主世帯をそのまま同居世帯としているケースが多く見られ、審査事務の負担増を招いた。

地方公共団体からの実施状況報告

○記入不備が多かった事項とその主な状況

- ・世帯の構成（410団体）：主世帯に同居世帯を含めて記入している調査票があった。
- ・同居世帯の有無等（504団体）：同居世帯がないにもかかわらず主世帯の世帯人員を記入している調査票があった。

【主世帯に同居世帯を含めているケース（イメージ）】

世帯の家計を主に支える人	男女の別	年齢	配偶者の有無	続き柄
1	男	58歳	あり なし	1
2	男	57歳	あり なし	2
3	男	33歳	あり なし	3
4	男	31歳	あり なし	4
5	男	11歳	あり なし	7

2 同居世帯（住居は共にし 生計を別にし）

(ア) 同居世帯の有無 あり なし

(イ) 同居世帯の世帯数 2世帯

(ウ) 同居世帯の世帯人員の合計 3人

3世代家族
(親と子世帯が別生計)

【主世帯をそのまま同居世帯としているケース（イメージ）】

世帯の家計を主に支える人	男女の別	年齢	配偶者の有無	続き柄
1	男	61歳	あり なし	1
2	男	62歳	あり なし	2
3	男	38歳	あり なし	3
4	男	58歳	あり なし	9

2 同居世帯（住居は共にし 生計を別にし）

(ア) 同居世帯の有無 あり なし

(イ) 同居世帯の世帯数 1世帯

(ウ) 同居世帯の世帯人員の合計 4人

2世代家族
(親と子世帯が同一生計)

報告者に同居世帯
の定義が正しく
伝わっていない
可能性がある

令和10年調査の対応

引き続き主世帯に同居世帯の内容を報告させるが、報告者に同居世帯の定義が明確に伝わるよう、調査票甲・乙第1面のレイアウト及び記入のしかた等を見直す

令和5年調査の答申における今後の課題 ②

社会情勢の変化等に対応した調査事項や調査方法の検討

本調査では、現住居以外の住宅・土地の詳細について、主に調査票乙で調査しているが、我が国では高齢化や人口減少等が進行しており、今後、現住居以外の住宅・土地が増加していくことが予想される。

一方で、調査票乙による調査については報告者の負担が大きく、調査結果の利活用状況を精査の上、調査事項の削減の余地があると考えられるところである。

これら社会情勢の変化等や調査結果の利活用ニーズを検証し、次回調査（令和10年が想定される。）以降、本調査として把握すべき調査事項や、より効率的な調査方法について、中長期的な視点から検討すること。

令和10年調査に向けた対応状況

調査事項

- ・調査票乙の「現住居の敷地以外に所有する農地の面積」及び「現住居の敷地以外に所有する山林の面積」については、調査結果の利活用状況が乏しい上、記入者負担が大きい、かつ集計上の課題があるため、削除する方針（詳細は資料4参照）
- ・令和8年4月～5月にかけて各府省等及び地方公共団体に対して住宅・土地統計調査の調査事項及び集計事項等に対する要望把握を実施し、行政ニーズを把握済（詳細は資料3参照）

調査方法

効率的な調査方法（主にオンライン回答の推進、外国人への対応）を検討中

オンライン回答の推進

- 令和5年調査においてオンラインで回答した世帯から、文字が小さくて見えないなど、電子調査票の入力画面の改善を求める意見が多く寄せられたところ。
- 結果精度の更なる向上、地方公共団体及び調査員の事務負担軽減の観点から、オンライン回答の推進に資するオンライン調査システムの構築を行う。

QRコードからログイン情報の自動入力機能を実装

【調査用品イメージ(令和7年国勢調査)】

市区町村コード 48101
調査区番号 99-1-9
世帯番号 1
【 国勢調査センサス市南区 】

総務省統計局 及び センサス市
からのご回答のお願い

かんたん・便利なインターネットでの
ご回答をお願いします

インターネット回答は 10月8日(水)まで
Online submission will be accepted until Wednesday, October 8

98% 利用者から好評！
令和2年国勢調査では インターネット回答した人の 98% が
「次回もインターネットで回答したい」と答えています

インターネット回答は以下のログイン用QRコードからアクセスしてください

あなたの世帯のログインIDとアクセスキー
Login ID and Access Key for Your Online Response

ログインID (Login ID) (半角8文字)
a b c d 1 2 3 4

アクセスキー (Access Key) (半角4文字)
W X Y Z

ログイン用QRコード
(QR Code for Login)

読み取ることで
ログインID等が自動入力されます

政府統計コード 必須 4aq2 □次回から入力省略
調査名から選択する場合はこちら
↑選択後、上の入力欄に自動的にコードが入力されます。

調査対象者ID 必須 abcd1234 □次回から入力省略

パスワード 必須 WXYZ □パスワードを表示する
□パスワードを忘れてしまった場合はこちらへ

ログインに必要な情報は、統計調査によって異なります。
ログインに必要な情報をお持ちでない方は、システムを利用いただけません。
パスワード入力を5回連続誤ると一時的にログインできなくなりますのでご注意ください。

ログイン

【e-survey ログイン画面】

⇒報告者のログイン方法の簡素化

電子調査票の刷新

【令和5年調査 電子調査票】

トップ
I.1
I.2
I.3
II.4
II.5
II.6
II.7
II.8
II.9
III.10
III.11
III.12
III.13
III.14
III.15
III.16
III.17
III.18
III.19
III.20
III.21
IV.22
IV.23
IV.24
V.25
V.26
氏名等
内容確認

建物番号、住宅番号

建物番号、住宅番号
お配りした緑色の封筒(表面)下部の「調査員記入欄」に記載されている
「建物番号」と「住宅番号」を入力してください。

建物番号 住宅番号

一時回答取得 次へ

画面遷移が多い

回答にあたっての説明
建物番号、住宅番号の記載箇所
• 建物番号、住宅番号は、お配りした緑色の封筒(表面)下部に記載されています。画像を押すと拡大表示されます。

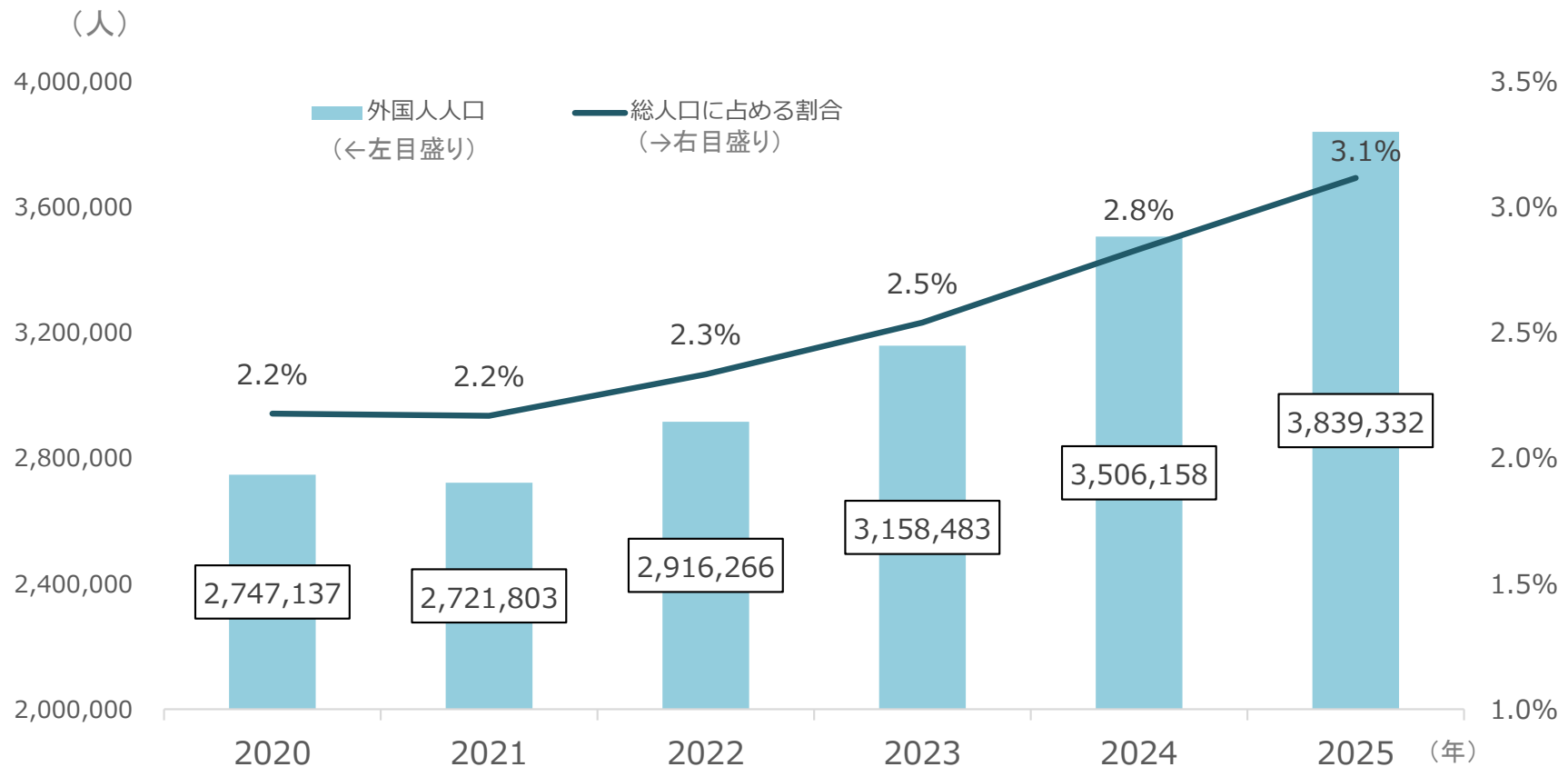
⇒平成25年調査で構築した電子調査票に調査の都度、改修を重ねてきたところ。令和10年調査では、報告者の視認性の向上を追求した電子調査票を新たに構築

外国人への対応

○近年、国内に居住する外国人は増加傾向

○外国人に対する円滑な調査の実現に向け、令和 7 年国勢調査の外国人向けリーフレット（別紙 1 参照）を参考に、調査対象世帯への配布書類に「やさしい日本語」を用いた外国人向けの情報を拡充するほか、電子調査票の多言語化（令和 5 年調査では日・英のみ）を検討中

国内に居住する外国人人口の推移



出所:総務省 人口推計